

お客様各位

平成29年1月1日

年明けの忙しい時期ではございますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。今年の干支である酉は「取り込む」として商売繁盛に繋がると言われていますので、お互いに頑張りましょう。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成29年度税制改正について
3. コラム～働き方改革、「同一労働同一賃金ガイドライン」の公表について

1. 今月の事務

1月は税金関係の事務が沢山あります。

(1) 年末調整の仕上げ

1月は年末調整の仕上げとして、次のような源泉徴収事務を行なう必要があります。

①納付税額の計算と納付書の作成 1月の納付税額は、年末調整による過不足額を精算した後の金額となり、納付書（徴収高計算書）を作成する際には「年末調整による過不足税額」欄に該当金額を記載します。

②未提出の証明書類の提出督促 年末調整の際、生命保険料や地震保険料の払込証明書、住宅借入金特別控除証明書など、各種控除に必要な証明書類を提出しなかった社員がいる場合は、改めて提出を促します。これらの証明書類が提出されないと、社員は各種控除が受けられず、事務的にも年末調整の再計算を行なって不足額を徴収（控除）する手間が発生します。

(2) 法定調書の作成と提出

1月は、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」をはじめ、各種法定調書の提出月です（提出期限は、原則として1月末日です）。源泉徴収票は、1通を社員本人に交付します。ちなみに、この源泉徴収票には1年間の給与の収入金額と所得税の年税額が記載されていることから、ほかに所得のない給与所得者にとっては、所得税の確定申告書に準ずるものと考えられています。また、平成28年中の給与等の金額が150万円を超える役員あるいは役員だった人や、同じく500万円を超える一般社員については、税務署にも1通を提出します。

給与支払報告書は、複写分とあわせて2通とも、各人の平成29年1月1日現在の住所地の市区町村に提出します（平成28年中の一定の退職者分も含みます）。必要に応じて、退職所得の源泉徴収票なども期限までに税務署や市区町村に提出します。法定調書を作成したら、それらをまとめた合計表（「給与所得の源泉徴収票合計表」など6種類）を作成し、期限までにあわせて提出します。

(3) 償却資産申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在所有している土地・家屋・償却資産に課される市町村税です。

このうち償却資産については、所有者から提出された償却資産申告書に基づいて課税されます。申告用紙や説明書などは、平成28年12月中に市町村から送られてきます。提出期限は、原則として1月末日ですが、市町村によっては早いこともあるので注意が必要です。

2. 平成 29 年度税制改正について

昨年末の与党税制改正大綱の取りまとめで決定された平成 29 年度税制改正は、以前からお伝えしましたように非常に小粒なものに収まりました。

所得税では女性活躍のため、配偶者控除の年収上限を 103 万円から 150 万円に引き上げることで、300 万世帯あると言われる「103 万円の壁」に収まるパート主婦の労働時間を増やすことを税制面から促進していきます。なお、年収が 130 万円を超えると、企業規模に関係なく社会保険の加入対象になることに注意が必要です。

所得税では、その他に売却益が非課税となるいわゆる NISA に積立型が追加され、非課税とされる投資期間が現状の 5 年間から 20 年間に延長され、証券投資の促進を図っていきます。

法人税では中小企業の賃金引上げのため、賃金を 2% 引き上げた場合に、法人税額から控除できる給与総額割合を現状の 20% から 22% に引き上げます。

その他、エコカー減税の対象が絞られ、現状では新車の 9 割であったものが 7 割に下げられることや、ビール類の酒税が 10 年後を目途に統一されるようです。

3. コラム～働き方改革、「同一労働同一賃金ガイドライン」の公表について

政府は、昨年末に正社員と非正社員の待遇格差を是正する「同一労働同一賃金」の実現に向け、ガイドライン案を公表しました。ガイドライン案は基本給、賞与・各種手当、福利厚生、教育訓練・安全管理の 4 項目について、どんな待遇差のつけ方が「不合理で問題があるのか、否か」を示しています。

基本給について、問題とならない例として、将来のキャリアコースを前提として正社員の基本給を非正規社員より高くすることや、業績目標が達成できない場合のペナルティを非正規より正社員の方を高くすることが示されました。

では、問題となる例として、非正規から正社員へ転換した際に、非正規から勤務していた期間を通算せずに基本給を設定することや、基本給を労働者の職業経験・能力に応じて決定する際に、業務に関連の薄い職業経験を基にすることなどです。

賞与については、企業の業績への貢献に応じて支給する場合、非正規社員に対しても貢献度に応じて賞与を支払わなければ問題となる例として挙げられています。

通勤手当や出張旅費、慶弔休暇などでは待遇差を認めず、正社員か非正規社員かの雇用形態にかかわらず「同一の支給・付与をしなければならない」としています。責任が同じであれば、非正規の店長に対して正社員の店長より低い手当の支給は問題とされます。

なお、このガイドラインには格差を付けた企業に対する説明責任までは盛り込まれておらず、実効性の確保に問題が残るのではと考えます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>